

ご存知ですか？

宗像市子ども基本条例

子ども基本条例は次の3つの柱で組み立てられています。

子どもの権利

子どもは、一人ひとりが権利の主体です。
あらゆる差別や暴力から守られ、豊かな愛情のもとで、
生き、育ち、参加する権利があります。

大人の責務

大人は、子どもの最善の利益を保障しなければなりません。
そのためには、子どもの気持ちをしっかりと受け止め、
一緒に考えたり、体験させたり、教え導いていくことが大切です。

子どもにやさしいまち

子どもが自らの可能性を伸ばし、自分の将来に夢を持てるまちは、
すべての人にやさしく、希望に満ちたまちになります。

子どもに接するときは、「子どもの最善の利益」を第一に考えましょう

子どもの最善の利益、すなわち子どもにとって最も良いことは何かを考えることは、
大人が子どもに接する上で、とても大切なことです。

子どもには、大人と同じ様に思いや考えなどを表明する権利があります。
大人は、大人の考えを子どもに押し付けてはならず、子どもの目線に立って子どもの
意見を受け止めましょう。

しかし、子どもの言うことをすべて受け入れなければならないということではありません。
子どもにとって最も良いことは何かを考えて、子どもの意見が正しいときはそれを受け入れ、
間違っていると思ったときは、正しく指導し、子どもを教え導くことが大切です。

子どもの権利を守るための保護者の役割

- 愛情をもって、子どもの成長・発達に応じた養育をしましょう
- 子どもの年齢に応じた心身の発達に関する知識や養育について習得するように努めましょう
- 子どもが基本的な生活習慣や社会性を身につけるよう努めましょう
- 虐待などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません
- 子どもの発達に有害なものから子どもを保護しましょう
- 子どもの個性に応じ、教育を受けさせるとともに、文化、芸術やスポーツに接する機会を作るよう努めましょう

宗像市幼児教育振興プログラム

【宗像市幼児教育指針】



～ 宗像っ子の「生きる力」を育むために ～

育てたい 幼児像

「自分・ひと・環境とのかかわりを 大切にする子ども」

子どもの健やかな成長を期待して、家庭や地域を含む、0歳から
小学校就学前の幼児教育に関わる保育所・幼稚園・認定こども園等
すべての機関を対象とした総合的な幼児教育の指針として
「宗像市幼児教育振興プログラム」を策定しています。

共通目標

- 自分を大切にし、友だちを大切にする心を育てる
- 話を聞く力・言葉で伝える力・人やものとかかわる力を育てる
- 基本的な生活習慣を身に付け、丈夫な体を育てる

平成29年4月
宗像市・宗像市教育委員会

幼児期の教育は大切です

幼児期は、身近な大人との信頼関係に基づく関わりや安定した情緒の下で、生涯にわたる人間形成の基礎を築いていく極めて重要な時期です。

この時期に幼児は、生活や遊びの中で、主体的に自らを取り巻く環境と関わりながら、体験活動を通して、情緒的・知的な発達、あるいは社会性を養い、人間として、社会の一員として、生きるための基礎を培っていきます。

子どもに関わるすべての大人が、それぞれの役割を自覚し、子どもの権利を保障し、共に遊び、ふれあう時間を過ごしましょう。子どもが自らの可能性を伸ばし、将来に夢を持って生きていくことができるようにするために、大人は温かいまなざしで育ちを見守っていきましょう。

宗像市では、幼児期にインクルーシブ教育の理念に基づいて、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、多様なあり方を認め合う環境を整備し、家庭、地域、保育所・幼稚園・認定こども園等、行政が、相互に連携して子どもの健やかな成長の増進を図ります。

さらに小学校との連携を継続するとともに、様々な子育て支援の施策を充実・推進します。

家 庭

- 生活習慣の自立
- 愛情やしつけ
- マナーの伝授

地 域

- 様々な人との交流
- 子どもの多様な経験をサポート
- 社会におけるルールの獲得

保育所・幼稚園 認定こども園等

- 集団保育と社会性の発達
- 地域・文化・自然に触れ、豊かさに出会う場づくり

家庭、地域、保育所・幼稚園・認定こども園等が連携・協力し、幼児の健やかな成長をささえます。

宗像市では、幼児教育の充実を図るため、**6つの基本施策**を重点的に実施していきます。

《6つの基本施策》

1

保育所・幼稚園・認定こども園等における充実した幼児教育の提供

2

発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

3

保育者（保育所保育士、幼稚園・認定こども園等教員）の資質及び専門性の向上

4

保育所・幼稚園・認定こども園等における家庭や地域の教育力の再生・向上

5

特別な支援及び特別な配慮が必要な子どもに対する総合的な支援の推進

6

家庭や地域の教育力の再生・向上

《主な具体的施策》

目標1

保育所・幼稚園・認定こども園等における幼児教育の充実を図る。

- ① 「生きる力」の基礎を培う教育の推進
- ② 幼児教育の質の確保・向上と現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直し

目標2

保育所・幼稚園・認定こども園等における幼児教育の成果を小学校生活や学習に活かせるよう、幼児教育と小学校教育との連携・接続の強化を図る。

- ① 保育所保育士、幼稚園・認定こども園等と小学校との連携・接続の強化
- ② 幼児教育と小学校教育の接続を見通した教育課程の編成と教育内容・方法の充実

目標3

社会環境の変化に伴う幼児教育の多様な展開に対応するため、保育の資質及び専門性の向上を図る。

- ① 保育者の研修支援
- ② 市主催研修の充実

目標4

保育所・幼稚園・認定こども園等が地域の幼児教育の拠点としての役割を果たすよう、在園児のみならず、地域の幼児及びその保護者を対象とする子育て支援活動等を推進する。

- ① 子育て支援活動及び次世代育成支援活動の推進
- ② 保護者や地域の人々に対する幼児教育への理解の推進

目標5

特別な支援が必要な子どもに、特性に合った適切な支援を行うため、早期発見・早期支援を推進するとともに、乳幼児一人一人の特性や生活環境に応じて、就学後も切れ間のない継続した支援ができるよう、幼児期からの一貫した支援体制の充実を図る。

- ① 特別な支援が必要な子どもの早期発見・早期支援と総合的な支援体制の充実
- ② 乳幼児一人一人の生活環境に応じた支援体制の充実

目標6

家庭や地域の教育力を高め、子どもがのびのびと育つ環境を整備する。

- ① 家庭の教育力の再生・向上
- ② 地域の教育力の再生・向上

ご存知ですか？

宗像市子ども基本条例

子ども基本条例は次の3つの柱で組み立てられています。

子どもの権利

子どもは、一人ひとりが権利の主体です。
あらゆる差別や暴力から守られ、豊かな愛情のもとで、
生き、育ち、参加する権利があります。

大人の責務

大人は、子どもの最善の利益を保障しなければなりません。
そのためには、子どもの気持ちをしっかりと受け止め、
一緒に考えたり、体験させたり、教え導いていくことが大切です。

子どもにやさしいまち

子どもが自らの可能性を伸ばし、自分の将来に夢を持てるまちは、
すべての人にやさしく、希望に満ちたまちになります。

子どもに接するときは、「子どもの最善の利益」を第一に考えましょう

子どもの最善の利益、すなわち子どもにとって最も良いことは何かを考えることは、
大人が子どもに接する上で、とても大切なことです。

子どもには、大人と同じ様に思いや考えなどを表明する権利があります。
大人は、大人の考えを子どもに押し付けてはならず、子どもの目線に立って子どもの
意見を受け止めましょう。

しかし、子どもの言うことをすべて受け入れなければならないということではありません。
子どもにとって最も良いことは何かを考えて、子どもの意見が正しいときはそれを受け入れ、
間違っていると思ったときは、正しく指導し、子どもを教え導くことが大切です。

子どもの権利を守るための保護者の役割

- 愛情をもって、子どもの成長・発達に応じた養育をしましょう
- 子どもの年齢に応じた心身の発達に関する知識や養育について習得するように努めましょう
- 子どもが基本的な生活習慣や社会性を身につけるよう努めましょう
- 虐待などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません
- 子どもの発達に有害なものから子どもを保護しましょう
- 子どもの個性に応じ、教育を受けさせるとともに、文化、芸術やスポーツに接する機会を作るよう努めましょう

宗像市幼児教育振興プログラム

〔宗像市幼児教育指針〕



～ 宗像っ子の「生きる力」を育むために ～

育てたい 幼児像

「自分・ひと・環境とのかかわりを大切にする子ども」

子どもの健やかな成長を期待して、家庭や地域を含む、0歳から
小学校就学前の幼児教育に関わる保育所・幼稚園・認定こども園等
すべての機関を対象とした総合的な幼児教育の指針として
「宗像市幼児教育振興プログラム」を策定しています。

共通目標

- 自分を大切にし、友だちを大切にする心を育てる
- 話を聞く力・言葉で伝える力・人やものとかかわる力を育てる
- 基本的な生活習慣を身に付け、丈夫な体を育てる

平成29年4月
宗像市・宗像市教育委員会

幼児期の教育は大切です

幼児期は、身近な大人との信頼関係に基づく関わりや安定した情緒の下で、生涯にわたる人間形成の基礎を築いていく極めて重要な時期です。

この時期に幼児は、生活や遊びの中で、主体的に自らを取り巻く環境と関わりながら、体験活動を通して、情緒的・知的な発達、あるいは社会性を養い、人間として、社会の一員として、生きるための基礎を培っていきます。

子どもに関わるすべての大人が、それぞれの役割を自覚し、子どもの権利を保障し、共に遊び、ふれあう時間を過ごしましょう。子どもが自らの可能性を伸ばし、将来に夢を持って生きていくことができるようにするために、大人は温かいまなざしで育ちを見守っていきましょう。

宗像市では、幼児期にインクルーシブ教育の理念に基づいて、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、多様なあり方を認め合う環境を整備し、家庭、地域、保育所・幼稚園・認定こども園等、行政が、相互に連携して子どもの健やかな成長の増進を図ります。

さらに小学校との連携を継続するとともに、様々な子育て支援の施策を充実・推進します。

家 庭

- 生活習慣の自立
- 愛情やしつけ
- マナーの伝授

地 域

- 様々な人との交流
- 子どもの多様な経験をサポート
- 社会におけるルールの獲得

保育所・幼稚園 認定こども園等

- 集団保育と社会性の発達
- 地域・文化・自然に触れ、豊かさに出会う場づくり

家庭、地域、保育所・幼稚園・認定こども園等が連携・協力し、幼児の健やかな成長をささえます。

宗像市では、幼児教育の充実を図るため、**6つの基本施策**を重点的に実施していきます。

《6つの基本施策》

1 保育所・幼稚園・認定こども園等における充実した幼児教育の提供

2 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

3 保育者（保育所保育士、幼稚園・認定こども園等教員）の資質及び専門性の向上

4 保育所・幼稚園・認定こども園等における家庭や地域の教育力の再生・向上

5 特別な支援及び特別な配慮が必要な子どもに対する総合的な支援の推進

6 家庭や地域の教育力の再生・向上

《主な具体的施策》

目標1 保育所・幼稚園・認定こども園等における幼児教育の充実を図る。

- ① 「生きる力」の基礎を培う教育の推進
- ② 幼児教育の質の確保・向上と現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直し

目標2 保育所・幼稚園・認定こども園等における幼児教育の成果を小学校生活や学習に活かせるよう、幼児教育と小学校教育との連携・接続の強化を図る。

- ① 保育所保育士、幼稚園・認定こども園等と小学校との連携・接続の強化
- ② 幼児教育と小学校教育の接続を見通した教育課程の編成と教育内容・方法の充実

目標3 社会環境の変化に伴う幼児教育の多様な展開に対応するため、保育の資質及び専門性の向上を図る。

- ① 保育者の研修支援
- ② 市主催研修の充実

目標4 保育所・幼稚園・認定こども園等が地域の幼児教育の拠点としての役割を果たすよう、在園児のみならず、地域の幼児及びその保護者を対象とする子育て支援活動等を推進する。

- ① 子育て支援活動及び次世代育成支援活動の推進
- ② 保護者や地域の人々に対する幼児教育への理解の推進

目標5 特別な支援が必要な子どもに、特性に合った適切な支援を行うため、早期発見・早期支援を推進するとともに、乳幼児一人一人の特性や生活環境に応じて、就学後も切れ間のない継続した支援ができるよう、幼児期からの一貫した支援体制の充実を図る。

- ① 特別な支援が必要な子どもの早期発見・早期支援と総合的な支援体制の充実
- ② 乳幼児一人一人の生活環境に応じた支援体制の充実

目標6 家庭や地域の教育力を高め、子どもがのびのびと育つ環境を整備する。

- ① 家庭の教育力の再生・向上
- ② 地域の教育力の再生・向上